

社会福祉法人協同福祉会

介護予防短期入所生活介護施設

ショートステイ ほなみ（予防） 運営規程

第1章 総則

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人協同福祉会が設置運営するショートステイ ほなみ(以下「施設」という。)が行う介護予防短期入所生活介護事業、（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、要支援状態にある者(以下「利用者」という。)に対し適正なサービスを提供することを目標とする。

（基本方針）

第2条 介護予防短期入所生活介護事業においては、短期入所生活介護計画に基づき、利用者がその有する力に応じ可能な限り自立した日常生活が営むことができるようになることを求め、利用者の心身能力の維持及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称 ショートステイ ほなみ（空所利用型・併設型指定介護予防短期入所生活介護事業）

(2) 所在地 群馬県前橋市朝倉町 842-1

（定員）

第4条 施設の定員は10名（空床型4名）とする。

第5条 利用者の居室は個室2室、2人部屋4室、空床利用型は個室とする。

2 施設は災害時やむを得ない場合を除いて、利用定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。

第2章 人員

（職員の職種・員数及び職務の内容）

第6条 サービスを行う事業者及び従事者は特別養護老人ホームほなみの従事者と兼務するものとし、職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

施設長は、理事長の名を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

- (2) 医師（委託） 1名以上

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

- (3) 生活相談員 常勤1名以上

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事とする。

- (4) 介護及び看護職員

介護職員 常勤換算14名以上

看護職員 常勤換算2名以上

介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保険衛生管理とする。

- (5) 管理栄養士 常勤1名

管理栄養士及び栄養士の職務は、入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

- (6) 機能訓練指導員 常勤1名以上

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関する事と、それに伴う介護職員への指導などを行う事とする。

2 第6条に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の従業者を置くことができる。

(夜勤勤務)

第7条 夜勤者は、介護職員1名以上で行うものとする。

第3章 短期入所生活介護の内容及び利用料等

第8条 事業の内容は次の通りとし、介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 夜間看護体制

2 その他の費用

その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- ① 食費 1日当たり1,400円（朝食300円、昼食500円、おやつ100円、夕食500円）
- ② 居住費 1日当たり 個室1,375円 2人部屋 855円
- ③ 電気代 1日当たり 20円
- ④ 理美容代 1,600円
- ⑤ 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

3 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は前橋市とする。

ただし、どうしてもサービスの利用が必要と判断される利用者については、上記規定にかかわらず利用者の在宅における生活状況等をよく把握して、施設で合議をした上で最終決定をする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 主治の医師から指示事項等がある場合は、管理者又は従業者に申出ること。
- ② 体調不良等により指定介護予防短期入所生活介護等の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する場合があること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護等を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(身体拘束廃止についての取組み)

第13条 当施設では原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者またはその家族に対して説明し、同意を得たうえで次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲で行うものとする。その場合は、身体拘束を行った日時、理由を及び態様などについての記録をとるものとする。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取組みを積極的に行うものとする。

- (1) 緊急性・・・ただちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、ただちに身体拘束を解く一時的措置の場合。

(相談及び援助)

第14条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を実施するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6ヶ月以内

② 法定研修 (年間計画)

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人協同福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第4章 雑則

第16条 この規定の改正は理事会の議決により行う。

附則

この規定は平成30年8月1日から施行する。

附則（令和元年10月1日変更）

この規程は令和元年10月1日から施行する。

この規程は令和2年6月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。